

再利用対象物保管場所設置届 兼廃棄物保管場所等設置届の 提出時期及び作成の手引

「江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例」
及び「大規模小売店舗立地法」の説明を含む

令和7年4月改正

江戸川区

目 次

はじめに	1
1 廃棄物及び再利用対象物の保管場所等の設置届義務	
2 清掃事務所への相談・問い合わせ・協議の時期	
第1章 設置届について	3
1 設置届に必要な書類	
2 設置届の提出・受付	
3 受付済設置届の引渡	
4 届出事務の流れ	
第2章 廃棄物保管場所の設備基準	6
1 住宅用大規模建築物	
2 事業用大規模建築物	
第3章 廃棄物の排出量の算定	7
1 住宅用大規模建築物	
2 事業用大規模建築物	
3 住宅用・事業用を併設した大規模建築物	
第4章 廃棄物保管設備数量及び保管場所の面積の算定	8
1 住宅用大規模建築物	
2 事業用大規模建築物	
第5章 粗大ごみ集積所	10
第6章 再利用対象物保管場所	11
1 再利用対象物保管場所の最低必要面積の算定	
2 複合建築物など	
3 構造・附帯設備等	
4 再利用対象物保管場所と廃棄物保管場所の併設	
第7章 念書	12
第8章 建築物完成後の廃棄物保管場所等の調査	12
1 廃棄物保管場所等	
2 再利用対象物保管場所	
第9章 廃棄物管理責任者の選任	13
(記入例及び配置例)	
1 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届記入例	15
2 各階別床面積内訳書(住宅用)及び用途別床面積内訳書(事業用)記入例	16
3 丸型・角型ポリ容器使用の場合の保管場所及び容器等の配置例	17
4 反転コンテナ使用の場合の保管場所及び反転コンテナの配置例	18
5 念書(廃棄物保管場所等・再利用対象物保管場所)記入例	19
(様式)	
1 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届	20
2 各階別床面積内訳書(住宅用)	21
3 用途別床面積内訳書(事業用)	22
4 容器数及び保管場所面積等の算出表(住宅用)	23
5 容器数及び保管場所面積等の算出表(事業用)	24
6 再利用対象物保管場所面積計算表	25
(参考例規)	
1 江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例(抜粋)	26

2	江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（抜粋）	28
3	江戸川区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準	31
4	江戸川区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準	36
	(受付先及び管轄区域)	39

はじめに

1 廃棄物及び再利用対象物の保管場所等の設置届義務

「江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」(以下「廃棄物処理条例」という。)第 38 条の規定により、全ての事業者には建物内又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置する義務があります。

また、廃棄物処理条例第 50 条で、大規模建築物を建設しようとする者(以下「建設者」という。)は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備を設置し、あらかじめ区長に届けなければならないと定められています。大規模建築物とは、「江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する規則」(以下「規則」という。)第 34 条で、延べ面積 1,000 m²以上の建築物を大規模建築物と定めています。このことは、建築物が 1,000 m²以上の場合、住宅用及び事業用大規模建築物の両方とも、一般廃棄物保管場所等の設置の届出が必要であることを意味します。

さらに、廃棄物処理条例第 18 条第 6 項及び規則第 11 条により、1,000 m²以上の事業用大規模建築物については、再利用対象物保管場所の設置届の義務を定めています。

清掃事務所では、廃棄物保管場所及び再利用対象物保管場所の設置について、建設者との協議や届出の受理などを行っています。さらに、「江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例」(以下「住宅等整備基準条例」という。)に基づく、集積場などに関する相談・問い合わせ・協議なども行っています。

建設者の皆さんが、以下のような建築物を計画する場合、事前に建築予定となる場所を管轄する清掃事務所(以下「管轄清掃事務所」という。)と一般廃棄物等の保管場所や集積場についての協議・届出を必ず行ってください。

(1) 廃棄物処理条例に該当する建築物(保管場所関連)

- ① 建築物の延べ面積が 1,000 m²以上の建築物(廃棄物保管場所関連)
- ② 事業用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m²以上の建築物(再利用対象物保管場所関連)

(2) 住宅等整備基準条例に該当する建築物(集積場関連)

- ① 特定共同住宅
 - ア 3階以上かつ 10 戸以上の共同住宅を建築する事業
 - イ 一団の土地に 40 戸以上の共同住宅を建築する事業
- ② 小規模共同住宅
 - 300 m²以上の事業区域面積において共同住宅(特定共同住宅を除く)を建築する事業
- ③ 戸建て開発
 - 一団の土地を3区画以上に分割し、一以上の戸建て住宅を建築する事業
- ④ 特定商業施設

(注) 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)に該当する建築物

店舗面積が 1,000 m²を超える大規模小売店舗の廃棄物保管施設に関しては、大規模小売店舗立地法の規定が適用になりますので、廃棄物保管場所及び再利用対象物保管場所の設置並びに指導対象からは除外されます。大規模小売店舗立地法に基づく届出は、東京都産業労働局商工部で受理及び指導をしています。

なお、江戸川区の事業用大規模建築物に該当するため、「江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第 18 条により、「廃棄物管理責任者選任届」(選任後 30 日以内に提出)及び「事業用大規模建築物における再利用計画書」(毎年5月 31 日までに提出)を江戸川区に提出していただく必要があります。建物完成後、速やかに清掃事務所に提出してください。

2 清掃事務所への相談・問い合わせ・協議の時期

建設者の方は、建築物の計画段階(住宅等整備基準条例の事前相談書提出時)の前に、管轄清掃事務所へ相談・問い合わせ・協議を行ってください。

第 1 章 設置届について

この作成手引は、廃棄物処理条例に基づく、廃棄物保管場所等と再利用対象物保管場所の設置届の内容や方法などについて説明しています。

なお、**住宅等整備基準条例に基づく集積場**（P1 1（2）住宅等整備基準条例に該当する建築物（集積場関連）参照）については、管轄清掃事務所で内容を説明し協議します。

協議終了後に「集積所打合せ票」に受付印を押印してお渡ししますので、その「集積所打合せ票」又は「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」の表紙の写しを「協議申出書」提出時に添付してください。

☞「江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例一手引」を参照してください。

1 設置届に必要な書類

(1) 廃棄物処理条例関連

設置届を提出するときは、以下の書類を2部提出してください。審査終了後、1部を管轄清掃事務所で保管し、1部をお返しします。

- ① 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届
〔規則第3号様式〕 正副2部
※様式は P20 にあります。記載方法は P15 の記入例を参照してください。
- ② 共通図面等
 - ア 各階別床面積内訳書(住宅用)又は用途別床面積内訳書(事業用) 2部
 - イ 容器数及び保管場所面積等の算定表(住宅用・事業用) 2部
 - ウ 建築物の設計概要(用途、規模、階数、建築面積及び延べ面積等がわかる面積表など) 2部
 - エ 建築物の案内図(地図の写しで可)及び配置図 2部
 - オ 建築物の各階平面図 2部
- ③ 廃棄物保管場所等
 - ア 廃棄物保管場所等の配置図又は位置図(各階平面図で確認できれば省略できます)及び敷地内運搬車通過道路図 2部
 - イ 廃棄物保管場所等の平面図・立面図・断面図(縮尺 50 分の 1) 2部
 - ウ 廃棄物保管場所等の仕様及び面積算定図 2部
 - エ 念書 2部
- ④ 再利用対象物保管場所
 - ア 再利用対象物保管場所等の配置図または位置図 2部
※各階平面図で確認できれば省略できます。
 - イ 再利用対象物保管場所の平面図・立面図・断面図(縮尺 50 分の 1) 2部
 - ウ 再利用対象物保管場所の仕様書及び面積算定図 2部
※その他、保管場所設置に関して必要と認める図面等(必要に応じて)
 - エ 再利用対象物の保管場所面積計算表 2部
※10,000 m²以上の大規模建築物のみ提出していただきます。

(2) 住宅等整備基準条例関連

計画する建築物の内容が詳細にわかる書類を持参して、管轄清掃事務所で協議してください。

2 設置届の提出・受付

建設者は、「協議申出書」提出時に設置届を提出しなければなりません。必ず事前に提出してください。

3 受付済設置届の引渡

設置届を受け付けた後、管轄清掃事務所で審査等を行います。この審査等終了後、後日、2部提出された設置届の1部をお返しします。電話等で連絡しますので受領日を指定し、指定日に受領してください。

4 届出事務の流れ

	建設者	管轄清掃事務所	内 容
1 事前打ち合わせ等	建築物・事業 計画立案 説明・相談	(1)保管場所の打合せ (2)集積場の打合せ	廃棄物処理条例及び住宅等整備基準条例とも計画段階で、管轄清掃事務所と打合せ等を行います。 住宅等整備基準条例(ただし、廃棄物処理条例に該当するものは除く。)に基づく集積場については、協議終了後に「集積所等打合せ票」を交付します。
2 届等関連	保管場所設置届の提出 保管場所設置届 受領日通知 設置届(副)受領	(3)受付 (4)審査 (5)受理決定 (6)保管場所設置届 (副)交付通知 (7)設置届(副)交付	正副2部提出 事前協議で内容の確認をします。 審査に約1週間程度要します。 決定後、建設者に連絡します。 電話で設置届(副)の交付日についての連絡をします。 受領印(代理・使者でも可)が必要です。

	建 設 者	管轄清掃事務所	内 容
3 建築物等完成後	建築物・事業完成 通知・連絡 集積所(持出し場所) 設置届提出 (注)	完成検査日通知 完成検査・調査 看板・パンフレットなど 交付	建築物又は事業の完成後、入居前に連絡をください。 入居2週間前位に実施します。

(注) 建築物等完成後、入居2週間前位に完成検査・調査を行います。

住宅用大規模建築物については、そのときに「集積所(持出し場所)設置届」を管轄清掃事務所に提出していただきます。また、この検査・調査終了後、管轄清掃事務所が集積所看板や入居者用のパンフレットなどをお渡しします。

なお、事業用大規模建築物については、原則として区による廃棄物収集などを行いませんので、集積所看板などをお渡ししません。

第2章 廃棄物保管場所の設備基準

廃棄物保管場所を設置する場合、どのような保管設備にするのかを最初に決めます。

廃棄物保管設備とは、廃棄物などを保管するための設備、つまり各種容器、反転コンテナボックス、自動貯留排出機、車両搭載式コンテナ及びその他の設備などのことをいいます。

詳細については、「江戸川区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準」(以下「廃棄物保管場所等の設置基準」という。)第4条に定められています。P32を参照してください。

なお、この章では、住宅用・事業用を併設した大規模建築物については記載していませんので、住宅用及び事業用大規模建築物のそれぞれの保管設備の基準を適用してください。

1 住宅用大規模建築物

(1) 家庭ごみの場合は、「容器」又は「反転コンテナボックス」とします。

(2) 集合住宅等で 100 戸以上の場合、燃やすごみ・容リプラの保管設備は、反転コンテナボックスにしてください。

(3) 建設者の負担は、「燃やすごみ」、「容リプラ」及び「燃やさないごみ」の保管設備です。

☞容リプラとは…

容器包装リサイクル法に該当する廃プラスチック（ペットボトルを除く）で、かつ、区が資源として回収する廃プラスチックをいいます。

(4) びん・缶・ペットボトルの回収箱などの用具については区が用意します。

2 事業用大規模建築物

(1) 事業用大規模建築物の場合は、「容器」、「反転コンテナボックス」、「自動貯留排出機」、「車両搭載式コンテナ」及び「その他の設備」があります。「その他の設備」で保管する場合、例えば、生ごみ処理機などの設置などについては、管轄清掃事務所と十分協議してください。

(2) 排出日量が 1,000 kg 以上の場合は、「容器」と「反転コンテナボックス」による収集方法は避けてください。

(3) 事業用大規模建築物については、原則として自己処理又は廃棄物処理業者への処理委託で廃棄物を処理します。区の収集運搬業務及び用具の提供はありません。

第 3 章 廃棄物の排出量の算定

この章では、大規模建築物から排出される廃棄物(粗大ごみは除く。)量の算定方法を説明します。
この算定は、保管場所の面積や保管設備(容器など)の数を決定する重要な作業です。

排出量の算定基準は、廃棄物保管場所等の設置基準第6条に記載してあります。

ここでは、住宅用、事業用及び住宅用・事業用を併設した大規模建築物の3種類に建築物を区分して、それぞれの建築物から発生する廃棄物の排出量を算定します。

1 住宅用大規模建築物

「各階別床面積内訳書(住宅用)」を使って、「総人員」を計算します。

※様式は P21 にあります。記載方法は P16 の記入例を参照してください。

- (1)「床面積」は、各階別に何㎡の部屋(世帯)がいくつあるかを記入します。
- (2)「人員」は、「住居占有面積別人員数」(廃棄物保管場所等の設置基準別表2 (P35 に掲載)を使用して、住居占有面積により人員数を算定します。
- (3)「戸数」は、各部屋面積の戸数がいくつあるかを記入します。
- (4)「総人員」は、「人員」と「戸数」欄の数値をかけてください。
- (5)「総人員」の合算数が「合計」の「総人員」です。
- (6)基本的には、部屋の面積によって人員が決まりますが、あらかじめ入居する人員が決まっている場合(例えば、会社の独身寮)は、その人数を使って算定することもできます(その旨の念書を添付してください。)
- (7)設計概要や各階平面図等を添付すると一層分かりやすくなります。

2 事業用大規模建築物

「用途別床面積内訳書(事業用)」を使って、「用途ごとの床面積」を計算します。

※様式は P22 にあります。記載方法は P16 の記入例を参照してください。

- (1)算定の際、建築基準法の床面積を記入してください。
- (2)面積を算定するときは、「店舗(飲食店)○○㎡」、「事務所 ○○㎡」などと、用途ごとに行をかけて記入してください。
- (3)「共有部分等面積」とは、店舗や事務所などの施設の用途以外の床面積です。
- (4)施設用途別排出基準表にない用途の建築物の場合、管轄清掃事務所と協議して、類似する用途の基準を当てはめて算定してください。

3 住宅用・事業用を併設した大規模建築物

- (1)住宅用と事業用との排出量をそれぞれ算定してください。
- (2)算定には「各階別床面積内訳書(住宅用)」と「用途別床面積内訳書(事業用)」とを使用してください。

第4章 廃棄物保管設備数量及び保管場所面積の算定

この章では、前章で算定した数値から、廃棄物保管設備（容器など）必要数と保管場所面積を算定します。

廃棄物保管場所等の設置基準第6条を参照してください。

ここでは、「容器数及び保管場所面積等の算定表」を使用します。ただし、粗大ごみ集積所の設置基準については、第5章に記載してあります。

なお、廃棄物保管設備及び保管場所の配置については、P17 及び P18 の配置例を参考にしてください。

1 住宅用大規模建築物

(1) 容器数の算定（様式は P23 にあります。）

「容器数及び保管場所面積等の算定表（住宅用）」を使用し、容器の必要個数を算定します。

①	②	③	④	⑤				
「総人員」	×	「排出基準」	×	「廃棄物の種別割合」	×	「収集間隔」	÷	「容器あたりの重量」

① 「総人員」

第3章の「各階別床面積内訳書（住宅用）」で算出した「総人員」です。

② 「排出基準」

「廃棄物保管場所等の設置基準」第6条別表1（P35）の住宅の数値です。

③ 「廃棄物の種別割合」

「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「古紙」、「びん」、「缶」、「ペットボトル」及び「容リプラ」を区分した重量割合です。

ディスプレイ排出処理システムを設置している場合は、管轄清掃事務所に相談してください。

④ 「収集間隔」

燃やすごみ 3.5 日、燃やさないごみ 16 日、資源 7 日です。

⑤ 「容器あたりの重量」

容器の容積に応じた廃棄物の体積を重量に換算して計算します。

換算数値は、「廃棄物保管場所等の設置基準」第6条（4）に記載してあります。

例：反転コンテナ……………燃やすごみ 70.0 kg、容リプラ 14.0 kg

60 L の丸型（角型）容器……………燃やすごみ 6.0kg、容リプラ 1.2 kg

⑥ 上記①から④を乗じた数値に⑤を除いた数値が、最低必要個数となります。

⑦ ⑥の「最低必要個数」に「予備個数」を加算したものが「必要個数」となります。

(2) 保管場所面積の算定

① 容器保管必要面積

廃棄物保管設備（容器又は反転コンテナ）が床に接する面積に、(1)の「必要個数」を乗じて、段数を除して算出します。

② 洗浄排水設備面積

清潔を保持するために、原則として1㎡以上の洗浄排水設備を設置してください。

③ 作業上必要面積

廃棄物を保管場所への搬入、保管設備への投入及び運搬車への積み込み並びに保管設備の清掃及び点検に必要な作業場所を原則として6㎡以上確保してください。

④ 資源及び燃やさないごみ保管場所面積

資源(古紙、びん、缶及びペットボトル)と燃やさないごみの保管場所面積は、容器床面積に容器個数を乗じて、積重ね段数を除した面積です。

⑤ 廃棄物保管場所の面積は、①から④まで加算した面積です。

2 事業用大規模建築物

(1) 容器数の算定(様式は P24 にあります。)

「容器数及び保管場所面積等の算定表(事業用)」を使用し、容器の必要個数を算定します。

過去の廃棄物排出データがある場合は、可能な限りそのデータを用いて算定してください。その場合も管轄清掃事務所と十分協議のうえ算定し、内容を確認するため、処理伝票等を添付するなどしてください。

過去の廃棄物データがない場合は、次のように算定してください。ただし、産業廃棄物を多量に排出すると予想される事業用大規模建築物については、管轄清掃事務所と別途協議してください。

①	②	③		
「床面積」 × 「排出基準」 × 「廃棄物の種別割合」			④	⑤
			× 「収集間隔」 ÷ 「容器あたりの重量」	

① 「床面積」

用途ごとに床面積を記載してください。

② 「排出基準」

廃棄物保管場所等の設置基準第6条別表1(P35)を使用してください。

なお、資源については、「再利用対象物保管場所」の設置により保管場所の面積を確保します(後述)。

③ 「廃棄物の種別割合」

一般廃棄物及び資源については、原則として一般廃棄物 69.0%、資源 12.6%とし、残りの18.4%を産業廃棄物としてください。

(注) 事業者から排出される廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物とに分類されます。

また、資源は、廃棄物処理法の古紙、くず鉄、空きびん類、古繊維などの専ら物や他の法令により廃棄物処理法の特例として認められている有用なものがあります。

なお、医療関係機関等の医療行為等に伴って排出される廃棄物の保管や処理について

は、パンフレット「感染性廃棄物を適正に処理するために」を作成しています。管轄清掃事務所に問い合わせてください。

産業廃棄物については、一般廃棄物及び資源と混在しないように区分して保管してください。また、一般廃棄物の算出基準と同様に排出量を算定して保管設備及び場所を確保してください。

④「収集間隔」

事業系の廃棄物は、原則として、自己処理または一般廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物収集運搬業者が処理します。排出者と処理業者との契約により、収集間隔(形態)を決めてください。処理業者が未定の場合は、見込みの間隔で計算します。処理業者との契約締結後、契約書の写しを提出してください。

⑤「容器あたりの重量」

容器の容積に応じた廃棄物の体積を重量に換算して計算します。容積から重量への換算は、60Lの容器は15 kg、0.7 m³の反転コンテナは175 kgになります。

⑥上記①から④を乗じた数値に⑤で除した数値が、用途別の一般廃棄物及び産業廃棄物の容器等の個数となります。この容器等個数を一般廃棄物及び産業廃棄物別に加算した数値が、「最低必要個数」となります。

①「最低必要個数」に「予備個数」を加算したものが「必要個数」となります。

② 業務用の生ごみ処理機を使用する場合、排出量が変わりますので、管轄清掃事務所に相談してください。

(2)保管場所面積の算定

算定の方法は、容器又は反転コンテナについて住宅用建築物と同じです。

自動貯留排出機、車両搭載式コンテナ等及びその他については、管轄清掃事務所と協議して算定してください。

3 住宅用・事業用を併設した大規模建築物

住宅用・事業用を併設した大規模建築物については、次のとおりです。

(1)住宅用と事業用とのごみ種別排出量をそれぞれ算定してください。

(2)算定には、住宅用と事業用とのそれぞれの区分に従って計算してください。

第 5 章 粗大ごみ集積所

大規模建築物には、廃棄物保管場所とは別に、粗大ごみの集積所を設けることが義務づけられています。

粗大ごみ集積所の設置基準は、粗大ごみの種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる面積が必要です。基準では、「最低 3 m²以上」とされていますが、個々の建築物の状況により、適切に保管できる 3 m²以上の面積を確保するようにしてください。

詳しくは、「廃棄物保管場所等の設置基準」第 7 条に定められています。

第 6 章 再利用対象物保管場所

(事業用大規模建築物のみ対象)

事業用延べ面積が、1,000 m²以上の建築物(住居部分を除く)の建設者には、廃棄物処理条例第 18 条及び規則第 10 条により、廃棄物保管場所の他に再利用対象物保管場所の設置が義務づけられています。詳細については、「江戸川区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準」に定められています。

なお、10,000 m²以上の事業用大規模建築物については、P25 の再利用対象物保管場所面積計算表を提出してください。

1 再利用対象物保管場所の最低必要面積の算定

算定は、「再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準」別表(第2条関係)(P38)を参考に算出してください。算定の時には共用部分は除きます。従って共用部分を除くと 1,000 m²を満たさなくなることがありますが、あくまでも計算上のことなので「再利用対象物保管場所が必要ない」ということではありません。

2 複合建築物など

用途欄に記載された用途以外の建築物(倉庫、工場、駐車場等)の場合、類似の用途を用いて算出します。

(例) 倉庫・工場……文化施設等

駐車場……ごみ量を推測して必要面積を決める

3 構造・附帯設備等

構造・附帯設備等については再利用対象物保管場所設置基準により行ってください。また、再利用対象物保管場所の高さについて明確な決まりはありませんが、その場所で再利用対象物の選別や運搬車への積み込み等の作業に必要なスペースを確保してください。

4 再利用対象物保管場所と廃棄物保管場所の併設

再利用対象物と廃棄物とは別々に保管することが原則ですが、併設もできます。

併設する場合は、それぞれの保管スペースの間に壁を設けて明確に区分してください。ただし、作業スペースは兼用することができます。

第 7 章 念 書

大規模建築物が完成し、使用が開始されるとき、届出内容や協議事項などを遵守して廃棄物保管場所及び再利用対象物保管場所の管理及び運営が適切に実施されることを担保する書類が「念書」です。

念書は、建設者と管轄清掃事務所との協議内容を端的に表したものであり、両者の同意・約束・確認事項についての記録といえます。計画段階では構造にかかわる内容が含まれ、建築物完成後では、当該建築物から廃棄物が出されなくなるまでの長期間の運用にかかわる内容が含まれます。内容を十分協議のうえで必ず提出してください。

※P19 の念書の記入例を参照してください。

第 8 章 建築物完成後の廃棄物保管場所等の調査

(住宅用及び事業用大規模建築物共通)

大規模建築物の廃棄物保管場所及び事業用建築物の再利用対象物保管場所について、当該建築物完成後、設置届のとおり廃棄物及び再利用対象物保管場所等が設置されているか否かを調査するため、建築物に対して立入調査を行います。

1 廃棄物保管場所等

設置届の記載内容と比較し、保管場所の設置構造・設置場所・面積等が適切かを調査します。

2 再利用対象物保管場所

設置届の内容どおりに必要な再利用対象物保管場所が確保されているかを確認します。

第 9 章 廃棄物管理責任者の選任

(事業用大規模建築物のみ)

事業用大規模建築物の所有者の方は、廃棄物処理条例第 18 条第 2 項に基づき廃棄物管理責任者を選任し、「廃棄物管理責任者選任届」及び「事業用大規模建築物における再利用計画書」を提出することになっていますので、建築物竣工後、速やかに提出してください。

記入例及び配置例

再利用対象物保管場所設置届
兼廃棄物保管場所等設置届

江戸川区長

殿

〇〇年〇〇月〇〇日

建設者 住所 江戸川区小岩1-1-1
氏名 廃棄物 太郎
電話番号 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
第18条第6項
第50条第1項
の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建築物の概要

設計者	住所 江戸川区小岩1-1-2 氏名 保管場所 花子	電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇
工事施工者	住所 江戸川区小岩1-1-3 氏名 再利用 一郎	電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇
建築物の所在地	江戸川区小岩1-1-4	工事施工者が決まっていない場合は「未定」と記入
建築物の名称	（仮）清掃事務所ビル	決まっていない場合は「仮称」で記入
建築物の用途	共同住宅・店舗・事務所	事務所・店舗等併設の場合はそれぞれ記入
敷地面積	300.33㎡	
延べ面積	1,000.23㎡	（内訳）住宅用 1,000.23㎡ 事業用 〇,〇〇〇.〇〇㎡
構造	RC造、地上6階、地下階	
予定年月日	工事着手 21年1月1日 工事完成 22年2月2日 使用開始	上旬・下旬・末日等は避け 〇年〇月〇日と具体的に記入

2 再利用対象物保管場所（条例第18条第6項関係）

保管場所	地上・地下 階、 1 箇所、 ㎡
------	------------------

3 廃棄物保管場所等（条例第50条第1項関係）

保管場所	地上・地下 1 階、 1 箇所、 〇〇.〇〇㎡
保管設備	燃やすごみ 反転コンテナ 容量 700L 設置数 個・台 燃やさないごみ 角型ポリ容器 容量 90L 設置数 個・台 容リプラ 丸型ポリ容器 容量 60L 設置数 個・台
粗大ごみ集積所	地上・地下 1 階、 1 箇所、 3.00㎡
清掃車通行道路	公・私道、 m 洗淨排水設備 洗淨 1 箇所、排水 1 箇所

「〇」で囲む

どちらかを
「〇」で囲む

事業系ごみは
一般廃棄物
又は
産業廃棄物
と記入

使用する保管設備
及び容量を記入

受付欄	
（再利用）	（廃棄物）

2階に

50.14 m²の部屋が3戸
52.76 m²の部屋が1戸
53.12 m²の部屋が1戸

(記入例)

各階別床面積内訳書（住宅用）

階	延べ面積	住 宅				駐 車 場				共用部分等面積
		床面積	人員	戸数	総人員	戸数	床面積	戸数	床面積	
1階	521.59 m ²					1	382.11 m ²	1	22.83 m ²	116.65 m ²
2階	289.23 m ²	50.14×3	2人	3戸	6人					32.93 m ²
		52.76×1	2人	1戸	2人					
		53.12×1	2人	1戸	2人					
3～6階	289.234×4=1,156.92 m ²	63.79×4	3人	4戸×4階	48人					34.07×4=136.28 m ²
合計	1,967.74 m ²	1,276.94 m ²			58人		382.11 m ²		22.83 m ²	285.86 m ²

縦計・横計が合うように

3～6階（4フロア）に
63.79 m²の部屋が4戸ある

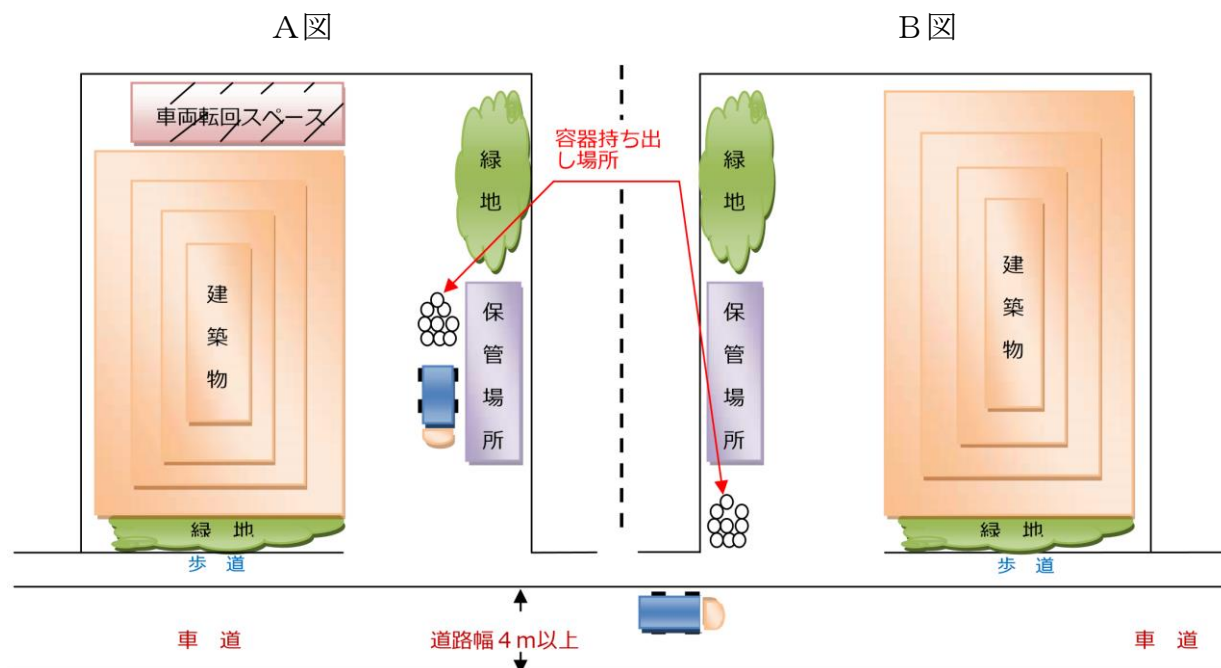
用途別床面積内訳書（事業用）

階	延べ面積	店 舗			事 務 所				共用部分等面積
		業 種	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	
1階	972.55 m ²	スーパー	1戸	500 m ²			1戸	21.50 m ²	451.05 m ²
2階	372.55 m ²	飲食店	1戸	160.31 m ²		20.20 m ²			40 m ²
		物品販売	1戸	152.04 m ²					
合計									

各用途別に記入する

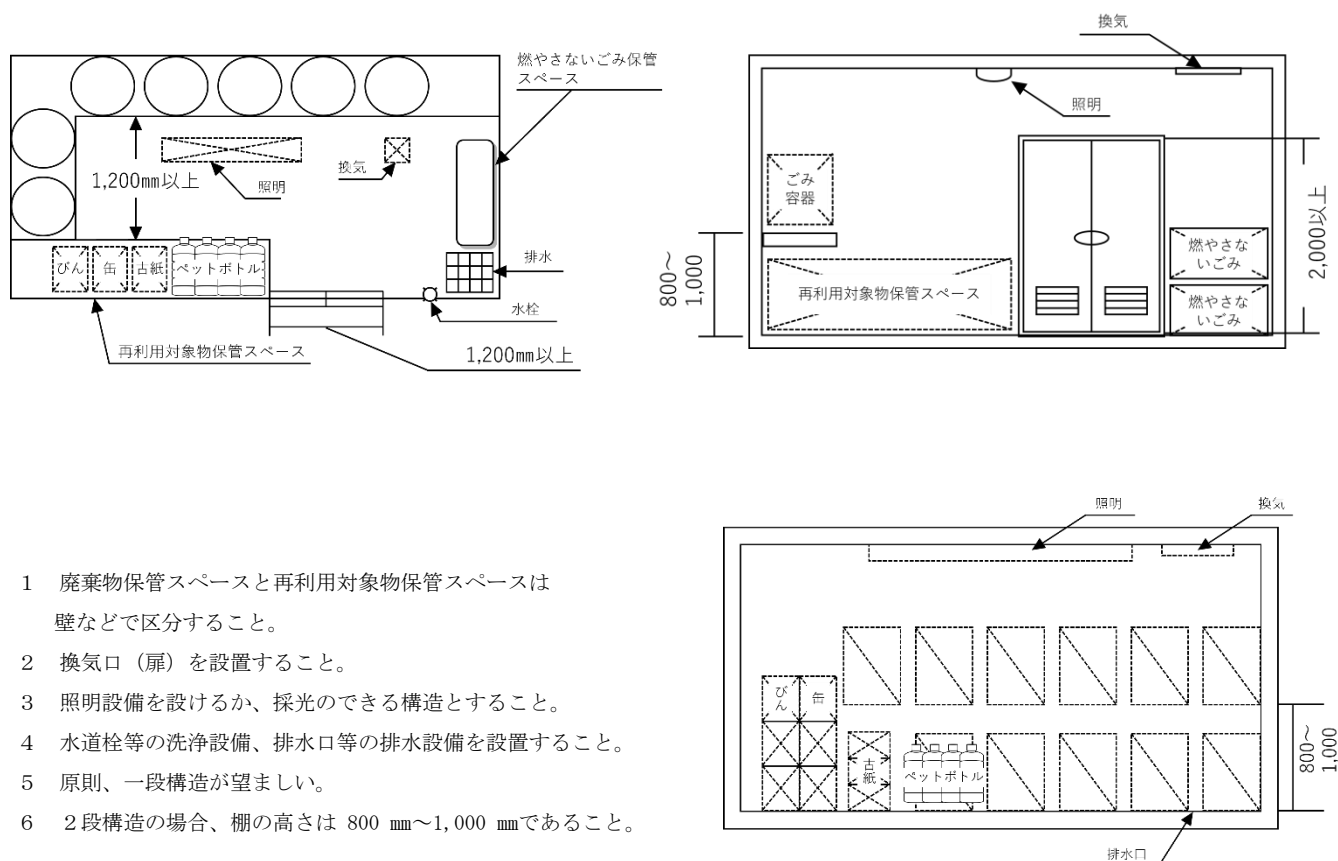
丸型・角型ポリ容器使用の場合

① 保管場所の配置例



- 1 道路に面しており、敷地内に収集車が進入（通り抜け・回転）して作業ができる位置に設置すること。
 - 2 持ち出し場所のスペースを敷地内に設けること。
- A図・・・収集車両が敷地内で回転でき、収集作業も敷地内で行うことができる。（近隣とのトラブルが少ない、最良の例）
- B図・・・A図がどうしても確保できない場合。

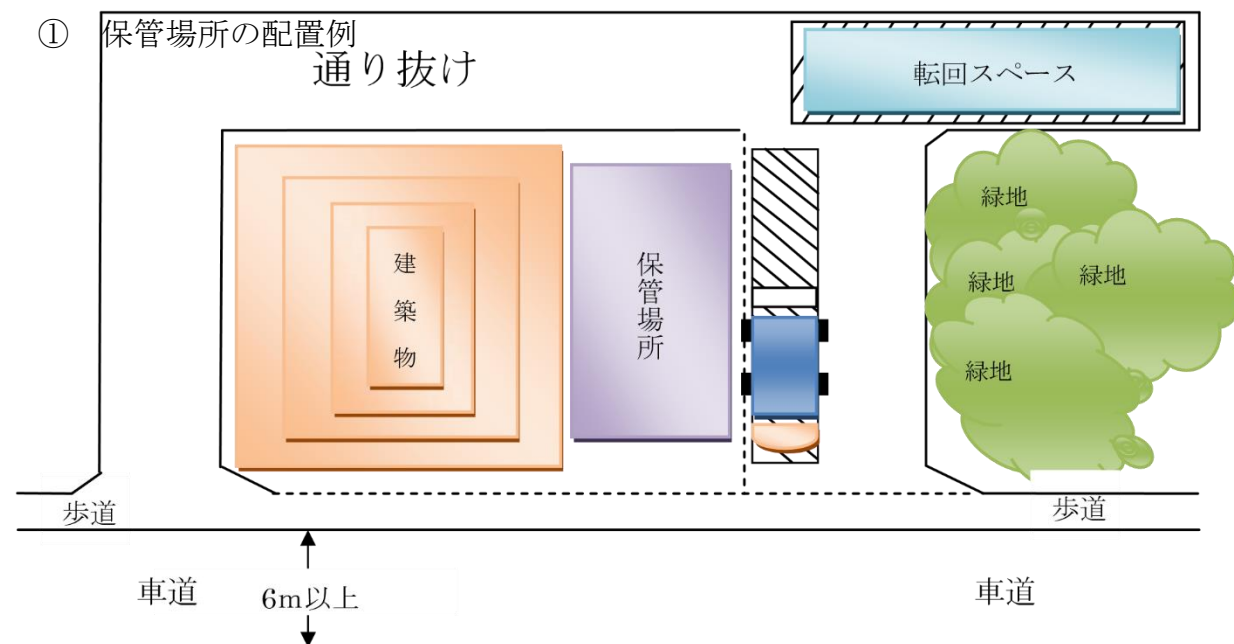
② 容器等の配置例



- 1 廃棄物保管スペースと再利用対象物保管スペースは壁などで区分すること。
- 2 換気口（扉）を設置すること。
- 3 照明設備を設けるか、採光のできる構造とすること。
- 4 水道栓等の洗浄設備、排水口等の排水設備を設置すること。
- 5 原則、一段構造が望ましい。
- 6 2段構造の場合、棚の高さは 800 mm～1,000 mmであること。

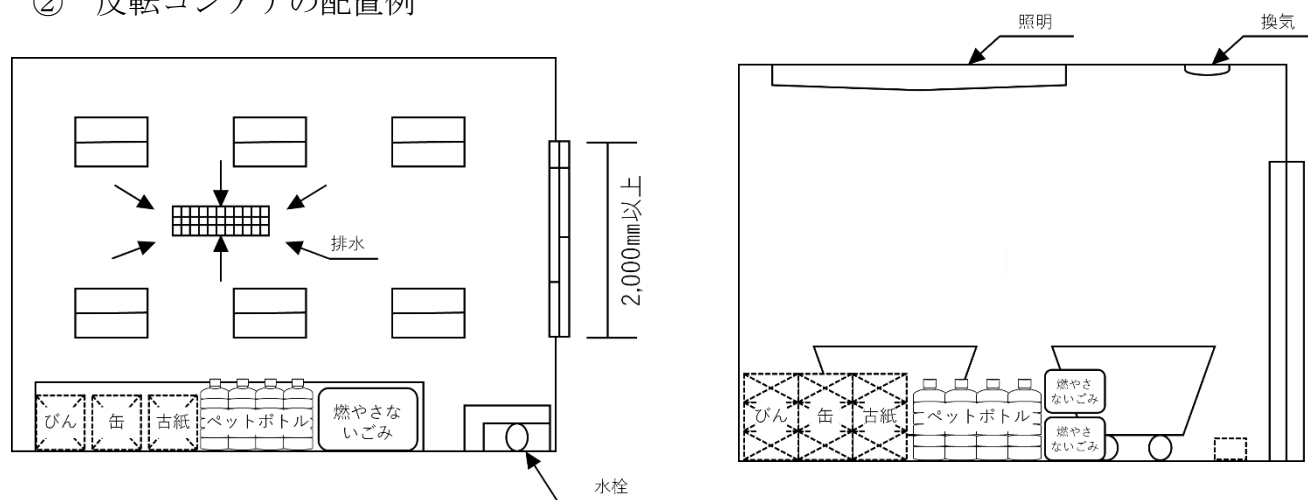
7 容リプラは、原則容器収集です。

反転コンテナ使用の場合



- 1 道路に面しており、敷地内に収集車が進入（通り抜け・回転）して作業ができる位置に設置すること。
- 2 持ち出し場所のスペースを敷地内に設けること。
- 3 収集車両が通り抜けまたは回転でき、収集作業も敷地内で行うことができる。（近隣とのトラブルが少ない、最良の例）

② 反転コンテナの配置例



- 1 廃棄物保管スペースと再利用対象物保管スペースは壁などで区分すること。
- 2 換気口（扉）を設置すること。
- 3 照明設備を設けるか、採光のできる構造とすること。
- 4 水道栓等の洗浄設備、排水口等の排水設備を設置すること。
- 5 容リプラは、原則コンテナ収集です。

(廃棄物保管場所等)

(記入例)

念 書

私は、江戸川区 〇〇町 〇丁目 〇〇番地に建設する建築物（仮）の廃棄物保管場所等に関し、下記について遵守することを約束いたします。

記

- 1 容器保管場所に収集車両（清掃車）が進入または横付け出来ませんので収集当日、別図（配置図・平面図）の場所まで責任をもって持ち出し、収集後速やかに容器を洗浄し、保管場所に格納いたします。
- 2 ごみ収集日には、当該建築物から排出されるごみをごみ容器により、ビル管理者が責任をもってごみ集積所へ朝 8 時まで一括して持ち出し、収集後速やかに容器を洗浄し、保管場所に格納いたします。
- 3 廃棄物保管場所、ごみ集積所及び容器等は、常に清潔を保つようにいたします。
- 4 ごみ容器の取扱い及びごみ集積所等の管理について、区の収集業務の遂行に支障のないようにするとともに、近隣住民等から苦情等の問題が生じた場合は、責任をもって解決することをお約束いたします。
- 5 事業系廃棄物については、業者による収集とします。
委託業者がまだ決まっていないので、後日契約締結次第契約書の写し及び業者の許可書の写しを提出いたします。
- 6 廃棄物保管場所及びごみ容器等に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに廃棄物保管場所を増設するとともに、必要な数だけのごみ容器を用意いたします。
- 7 建築物を売却、譲渡及び管理を業者委託した後も上記の項目に係る件については、責任を持って解決いたします。

年 月 日

江戸川区長 〇〇〇〇様

建設者 住 所
氏 名

印

(再利用対象物保管場所)

(記入例)

念 書

私は、江戸川区 〇〇町 〇丁目 〇〇番地に建設する建築物（仮）の再利用対象物保管場所等に関し、下記について遵守することを約束いたします。

記

- 1 再利用対象物保管場所は、常に清潔を保つようにいたします。
- 2 再利用対象物保管場所のスペースに不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに再利用対象物保管場所を増設いたします。
- 3 建築物を譲渡又はその管理を業者委託後も上記 1 ～ 2 に係る件については、責任を持って解決いたします。

年 月 日

江戸川区長 〇〇〇〇様

建設者 住 所
氏 名

印

事務用途に供する部分の床面積が
1,000 m²を超える建築物のみ提出

様 式

別記第3号様式（第11条、第34条関係）

再利用対象物保管場所設置届
兼廃棄物保管場所等設置届

江戸川区長 殿 年 月 日

建設者 住所
氏名
電話番号 ()
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第18条第6項 の規定により、次のとおり届け出ます。
第50条第1項

1 建築物の概要

設計者	住所 氏名	電話 ()
工事施工者	住所 氏名	電話 ()
建築物の所在地		
建築物の名称		
建築物の用途		
敷地面積	㎡	
延べ面積	㎡	(内訳) 住宅用 ㎡ 事業用 ㎡
構造	造、 地上 階、 地下 階	
予定年月日	工事着手 年 月 日	工事完成 年 月 日 使用開始 年 月 日

2 再利用対象物保管場所（条例第18条第6項関係）

保管場所	地上・地下 階、 か所、 ㎡
------	----------------

3 廃棄物保管場所等（条例第50条第1項関係）

保管場所	地上・地下 階、 か所、 ㎡
保管設備	容器 容量 L 設置数 個・台 容器 容量 L 設置数 個・台 容器 容量 L 設置数 個・台
粗大ごみ集積所	地上・地下 階、 箇所、 ㎡
清掃車通行道路	公・私道、 m 洗浄排水設備 洗浄 か所、排水 か所

受付欄	
(再利用)	(廃棄物)

各階別床面積内訳書（住宅用）

[illegible]

用 途 別 床 面 積 内 訳 書 （ 事 業 用 ）

階	延 べ 面 積	店 舗			事 務 所				共用部分等面積
		業 種	戸数	床 面 積	戸数	床 面 積	戸数	床 面 積	
合計									

容器数及び保管場面積等の算出表 (住宅用)

1 容器数の算定

廃棄物種別	総人員 × 排出基準 × 廃棄物の種別割合 × 収集間隔 ÷ 容器あたりの重量 = A	最低必要個数 B	予備個数 C	必要個数 D
① 燃 や す ご み	[] 人 × [0.53] kg × [0.768] × [3.5] 日 ÷ [] kg = 個	個		
② 容 リ プ ラ	[] 人 × [0.53] kg × [0.016] × [7] 日 ÷ [] kg = 個	計 個	計 個	計 個
③ 古 紙	[] 人 × [0.53] kg × [0.102] × [7] 日 ÷ [5.7] kg = 個	個	/	
④ び ん	[] 人 × [0.53] kg × [0.037] × [7] 日 ÷ [12.5] kg = 個	個		
⑤ 缶	[] 人 × [0.53] kg × [0.014] × [7] 日 ÷ [3.0] kg = 個	個		
⑥ ペットボトル	[] 人 × [0.53] kg × [0.014] × [7] 日 ÷ [5.0] kg = 個	個		
⑦ 燃やさないごみ	[] 人 × [0.53] kg × [0.049] × [16] 日 ÷ [20.0] kg = 個	計 個		計 個

<算出上の注意>

- (1) 燃やすごみの容器あたりの重量は、反転コンテナ（700L）の場合の場合は70.0kgで、丸（角）型容器（60L）の場合は6.0kgとします。
- (2) 容リプラの容器あたりの重量は、反転コンテナ（700L）の場合場合は14.0kgで、丸（角）型容器（60L）の場合は1.2kgとします。
- (3) A欄の①～⑦は、小数点第2位で四捨五入した小数点第1位の数値にしてください。
- (4) B欄は、A欄のそれぞれの数値を切り上げた整数値にしてください。
- (5) C欄は、B欄の計と数値に予備率（40%）を乗じ、小数点第1位で四捨五入した整数値にしてください。
- (6) D欄は、B欄の計とC欄の計との合計値にしてください。ただし、C欄がない③～⑦については、B欄の計の数値としてください。

2 保管場所面積の算定

A 容器保管必要面積	[] m ² （下表のとおり）	B 洗浄排水設備面積	[] m ²	C 作業上必要面積	[] m ²	合計（A ～ C）	[] m ²
------------	-----------------------------------	------------	--------------------------	-----------	--------------------------	-----------	--------------------------

（注意）洗浄排水設備面積は原則1 m²以上、作業上必要面積は原則6 m²以上確保してください。

廃棄物種別	容 器 等	容 器 等 の 床 面 積	容器等の個数	積重ね段数	保管面積
① 燃 や す ご み	反 転 コ ン テ ナ	1.60 m × 0.60 m = 0.96 m ²	個	1 段	m ²
② 容 リ プ ラ	型 容 器 (60L)	m × m = m ²	個	2 段	m ²
③ 古 紙	束 ね る	0.22 m × 0.28 m = 0.06 m ²	個	3 段	m ²
④ び ん	折 畳 コ ン テ ナ	0.53 m × 0.37 m = 0.20 m ²	個	4 段	m ²
⑤ 缶	折 畳 コ ン テ ナ	0.53 m × 0.37 m = 0.20 m ²	個	4 段	m ²
⑥ ペットボトル	専 用 網 袋	0.60 m × 0.66 m = 0.40 m ²	個	2 段	m ²
⑦ 燃やさないごみ	角 型 容 器 (90L)	0.70 m × 0.50 m = 0.35 m ²	個	3 段	m ²
合計					m ²

←「A 容器保管必要面積」

（注意）保管面積は、容器等の床面積 × （容器等の個数 ÷ 積重ね段数）で算出しますが、（ ）内の値は切り上げた整数値にして算出してください。

3 粗大ごみ集積所面積

[] m²

（注意）粗大ごみ集積所面積は、最低3 m²以上確保してください。

容器数及び保管場面積等の算出表（事業用）

1 容器数の算定

用途	廃棄物種別	床面積 × 排出基準 × 廃棄物の種別割合 × 収集間隔 ÷ 容器あたりの重量 = A				種別	最低必要個数 B	予備個数 C	必要個数 D
	一般廃棄物 (産業廃棄物)	[] m ² × [] kg × [0.690] × [] 日 ÷ [] kg =	個	一般廃棄物の計		個		個	
	一般廃棄物 (産業廃棄物)	[] m ² × [] kg × [0.184] × [] 日 ÷ [] kg =	個						
	一般廃棄物 (産業廃棄物)	[] m ² × [] kg × [0.690] × [] 日 ÷ [] kg =	個						
	一般廃棄物 (産業廃棄物)	[] m ² × [] kg × [0.184] × [] 日 ÷ [] kg =	個						
	一般廃棄物 (産業廃棄物)	[] m ² × [] kg × [0.690] × [] 日 ÷ [] kg =	個	(産業廃棄物)の計		個		個	
	一般廃棄物 (産業廃棄物)	[] m ² × [] kg × [0.184] × [] 日 ÷ [] kg =	個						
	一般廃棄物 (産業廃棄物)	[] m ² × [] kg × [0.690] × [] 日 ÷ [] kg =	個						
	一般廃棄物 (産業廃棄物)	[] m ² × [] kg × [0.184] × [] 日 ÷ [] kg =	個						
(注意) 産業廃棄物については、区への届け出を必要としませんが、一般廃棄物と同様に保管場所を確保してください。						合計	個	個	個

<算定上の注意>

- 用途別に一般廃棄物、(産業廃棄物)のそれぞれの必要個数(A欄)を算定します。
- 収集間隔は、実態に合わせて記入してください。(例 毎日=1日、日曜日を除く毎日=1.2日、月・水・金=2.3日)
- 容器1個あたりの重量は、原則として60L=15kgとしてください。
- A欄は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位の数値にしてください。
- B欄の一般廃棄物の計と(産業廃棄物)の計は、A欄のそれぞれを合算し、小数点を切り上げた整数値にしてください。
また、合計は、一般廃棄物の計と(産業廃棄物)の計との合計値にしてください。
- C欄は、B欄に予備率(40%)を乗じ、小数点第1位で四捨五入した整数値にしてください。
また、合計は、一般廃棄物の計と(産業廃棄物)の計との合計値にしてください。
- D欄は、B欄とC欄の合計値にしてください。

2 保管場所面積の算定

A 容器保管必要面積	[] m ² (下表のとおり)	B 洗浄排水設備面積	[] m ²	C 作業上必要面積	[] m ²	合計 (A ~ C)	[] m ²
------------	-----------------------------------	------------	--------------------------	-----------	--------------------------	------------	--------------------------

(注意) 洗浄排水設備面積は原則1 m²以上、作業上必要面積は原則6 m²以上確保してください。

廃棄物種別	容 器 等	容 器 等 の 床 面 積	容器等の個数	積重ね段数	保管面積
① 一般廃棄物					
② (産業廃棄物)					
合 計					

(注意) 保管面積は、容器等の床面積 × (容器等の個数 ÷ 積重ね段数) で算出しますが、() 内の値は切り上げた整数値にして算出してください。

3 粗大ごみ集積所面積

[] m²

(注意) 粗大ごみ集積所面積は、最低3 m²以上確保してください。

再利用対象物保管場所面積計算表（10,000 m²以上の建物のときに使用してください。）

※対象延べ面積には共用部分を含めないでください。

用 途	(Ⅰ) 各用途別 対象延べ面積	(Ⅱ) 建築物すべてがその用途とした場合の最低必要面積			(Ⅲ) 1 棟に占める 用途別の割合 (a) (b) (c)÷(d)	(Ⅳ) 最低必要面積 (Ⅱ) × (Ⅲ)
		(d)が1 万㎡以上5 万㎡未満	(d)が5 万㎡以上1 0 万㎡未満	(d)が1 0 万㎡以上		
事 務 所		$4 \text{ ㎡} + \frac{((d) - 10,000 \text{ ㎡})}{10,000 \text{ ㎡}} \times 3 \text{ ㎡}$ = ㎡	$16 \text{ ㎡} + \frac{((d) - 50,000 \text{ ㎡})}{10,000 \text{ ㎡}} \times 2 \text{ ㎡}$ = ㎡	26.00 ㎡	$\frac{(a)}{(d)}$	㎡
飲 食 店						
学 校						
病 院、診療所						
小 計	(a)					
店 舗		$4 \text{ ㎡} + \frac{((d) - 10,000 \text{ ㎡})}{10,000 \text{ ㎡}} \times 4 \text{ ㎡}$ = ㎡		40.00 ㎡	$\frac{(b)}{(d)}$	㎡
ホ テ ル						
小 計	(b)					
文化・娯楽施設等	(c)	$3 \text{ ㎡} + \frac{((d) - 10,000 \text{ ㎡})}{10,000 \text{ ㎡}} \times 2 \text{ ㎡}$ = ㎡	$11 \text{ ㎡} + \frac{((d) - 10,000 \text{ ㎡})}{10,000 \text{ ㎡}} \times 1 \text{ ㎡}$ = ㎡	16.00 ㎡	$\frac{(c)}{(d)}$	㎡
合 計	(d)				1	(※4 ㎡未満は4 ㎡) ㎡以上

* (I)欄は小数点第3位を四捨五入

* (Ⅱ)欄は小数点第3位を四捨五入

* (Ⅳ)欄は小数点第2位を四捨五入

※この計算表は、1万㎡以上の建物のとき、下記事項に留意して使用してください。

- 1 1万㎡以上で用途が単一の建築物の場合は、次の手順で計算してください。・・・(Ⅲ)欄は使用しないでください。
- ① 該当する用途の対象延べ面積を(Ⅰ)欄に記入し、その数値を合計(d)欄にも記入してください。
 - ② ①の数値を(Ⅱ)欄の用途と面積が該当する計算式の(d)に記入し計算(小数点第3位四捨五入)してください。
 - ③ ②の数値を小数点第2位を四捨五入して(Ⅳ)欄に記入してください。・・・この数値が保管場所最低必要面積となります。
- 2 1万㎡以上で用途が複合する建築物(再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準の注4)の場合は、次の手順で計算してください。
- ① 各用途別の対象延べ面積を(Ⅰ)欄に記入し、合計した数値を(d)に記入してください。
 - ② ①の数値を(Ⅱ)欄の各用途と面積が該当する計算式の(d)に記入し計算(小数点第3位四捨五入)してください。ただし、(d)が10万以上の場合は、表に記入してある数値となるので計算する必要はありません。・・・この数値が、各用途別に対処延べ面積(d)があるものと仮定し、算出された各々の最低必要面積となります。
 - ③ (Ⅰ)の各用途別の面積〔(a)、(b)、(c)〕と合計面積〔(d)〕を(Ⅲ)欄の(a)～(d)の該当するところに記入してください。・・・これが、1棟に占める用途別の割合となります。

参 考 例 規

（事業用大規模建築物の所有者等の義務）

第十八条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）

の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。
- 3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。
- 4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。
- 5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。
- 6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（改善勧告）

第十九条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第一項から第三項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第六項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第二十条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（収集拒否等）

第二十一条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第一項の規定による公表をされた後において、なお、第十九条の勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

（事業系一般廃棄物保管場所の設置）

第三十八条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

- 2 前項の保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
 - 3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第一項の保管場所に集めなければならない。
- 第五十条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。
- 2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
 - 3 区長は、保管場所等について、建設者が前二項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。
 - 4 第一項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

（罰則）

第七十六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十九条（第四十六条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 二 第四十二条（第四十六条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 三 第四十九条第四項の規定による命令に違反した者
- 四 第五十条第三項の規定による命令に違反した者

第七十八条 第五十条第一項の規定による届出をしなかった者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

（両罰規定）

第七十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（抜粋）

（平成十二年三月二十九日江戸川区規則第二十号）

（事業用大規模建築物）

第七条 条例第十八条第一項の規則で定める事業用の大規模建築物は、事業用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上の建築物とする。

（廃棄物管理責任者の選任等）

第八条 条例第十八条第二項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、一の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する二以上の事業用大規模建築物の所有者が同じである場合で、一人の廃棄物管理責任者が当該二以上の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

3 条例第十八条第二項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から三十日以内に、廃棄物管理責任者選任届（別記第一号様式）により行わなければならない。

（事業用大規模建築物における再利用計画の作成等）

第九条 条例第十八条第三項の規定による再利用に関する計画（以下「再利用計画」という。）の作成は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までとする。以下同じ。）ごとに行うものとする。

2 再利用計画の提出は、事業用大規模建築物における再利用計画書（別記第二号様式）により毎年五月三十一日までに行わなければならない。

（再利用対象物の保管場所設置基準）

第十条 条例第十八条第四項及び第六項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。

二 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。

三 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。

四 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。

五 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

（再利用対象物の保管場所設置届）

第十一条 条例第十八条第六項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（別記第三号様式）により、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行わなければならない。

（改善勧告）

第十二条 条例第十九条の勧告は、その勧告の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

（公表）

第十三条 条例第二十条第一項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名、公表の理由その他必要な事項を告示して行うものとする。

(収集拒否等)

第十四条 区長は、条例第二十一条の規定に基づき、事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止するときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その処分の理由及び内容を記載した書面により通知するものとする。

(再利用に関する計画)

第十五条 条例第二十三条の再利用に関する計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 区長が行う再利用の促進のための施策に関する事項
- 二 事業者が行う再利用の促進のための取組に関する事項
- 三 江戸川区民が行う再利用の促進のための取組に関する事項

2 区長は、前項の計画において、特に再利用の促進を図る必要があると認める物を指定し、その再利用の目標を明らかにするものとする。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置基準)

第二十三条 条例第三十八条第二項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- 二 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- 三 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- 四 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 五 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- 六 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- 七 江戸川区の収集運搬業務の提供を受ける場合には、江戸川区の収集運搬作業の方法に適合する保管容器又は保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への事業系一般廃棄物の積込みが容易な構造であること。
- 八 保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第三十四条 条例第五十条第一項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積千平方メートル以上の建築物とする。

2 条例第五十条第一項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

3 条例第五十条第二項の規則で定める基準は、第二十三条各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

- 一 一般廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。

- 二 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積み込み作業が安全かつ容易にできること。
- 4 条例第五十条第三項に規定にする保管場所等の設置等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

江戸川区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準

(趣旨)

第1条 江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年3月江戸川区規則第20号。以下「規則」という。）第34条第3項第1号の規定に基づき、大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準を定める。

(定義)

第2条 廃棄物の保管場所とは、廃棄物（粗大ごみを除く。）を保管する場所（以下「廃棄物保管場所」という。）及び粗大ごみを保管する場所（以下「粗大ごみ集積所」という。）をいう。

(廃棄物保管場所の設置基準等)

第3条 廃棄物保管場所の設置基準等は、次のとおりとする。

(1) 設置の基準

- ア 他の用途と兼用でないこと。
- イ 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- ウ 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りでない。
- エ 家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、各別に保管できること。
- オ 廃棄物の搬入、保管設備への投入及び運搬車への積み込み並びに清掃及び点検等に必要作業場所（原則6㎡以上）を確保すること。
- カ 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
- キ 同一敷地内で建築物外に複数設置し、当該敷地内の通路から廃棄物を搬出する場合は、幅員が6m以上あり、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。

(2) 構造の基準

- ア 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。また、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。
- イ 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にする。また、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ効率よく流入する構造とし、清潔を保持するために、水道栓等の洗浄設備を設置すること。
- ウ 換気及び採光ができる構造とすること。なお、換気については、保管場所内部の臭気を効率よく排出できる位置に設置すること。
- エ 運搬車が、横付け又は内部へ進入できる構造とすること。この場合において、保管場所内部から、運搬車への導線は、段差等が生じない構造とすること。
- オ 出入口の幅及び高さは、次のとおりとする。
 - (ア) 容器を保管設備とし、運搬車が横付けする場合は幅を1.2m以上、高さを2.0m以上とすること。
 - (イ) 容器及び自動貯留排出機以外のものを保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、幅を2.0m以上、高さを2.0m以上とすること。
 - (ウ) 運搬車が内部に進入する場合は、幅を3.5m以上、高さを3.0m以上とするこ

と。

カ 耐久性があり、周囲と調和する構造であること。

キ 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ、通路と同一平面であること。

(3) 附帯設備の基準

ア 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。

イ 容器及び保管場所内部の清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備（原則 1 m²以上）及び排水口等の排水設備を設置すること。

ウ 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ等を設置すること。

エ 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。

オ 廃棄物・資源容器保管用として、棚を設置する場合は、2段とし、高さは 80cm から 100cm までとすること。

(廃棄物保管設備に関する基準)

第 4 条 廃棄物保管設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 住宅用大規模建築物

ア 容器等の場合

容器種別及び大きさは、次のとおりとする。

品目	容器種別	外寸 (mm)	備考
燃やすごみ	丸型 60L 容器	直径 600	
容リプラ	角型 60L 容器	W350×D550×H600	
缶	回収箱	W530×D366×H322	折りたたみ式のもので区が用意する。
びん	回収箱		
ペットボトル	ネット袋	W600×D660×H700	区が用意する。
燃やさないごみ	角型 90L 容器	W700×D500×H350	

備考 回収箱は、原則として区が用意する。

イ 特殊架装車専用反転コンテナボックス（以下「反転コンテナ」という。）の場合

(ア) 容量は、0.7 m³とする。

(イ) 大きさは次のとおりとする。

本 体	横 幅	1,360 mm	±	10 mm (誤差)
	奥行き	590 mm	±	10 mm (誤差)
	高 さ	890 mm	±	10 mm (誤差)
傾倒軸	長 さ	1,574 mm	±	10 mm (誤差)
	高 さ	685 mm	±	10 mm (誤差)

- (ウ) 材質は、FRP又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。
- (エ) 折りたたみ式のふたを付けること。
- (オ) 底部に、ストッパー付旋回車輪4個及び栓付の排水口を取り付けること。
- (カ) 運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。

(2) 事業用大規模建築物

ア 容器等の場合

- (ア) 規則第23条第1項に規定する基準に適合すること。
- (イ) 前号アの規定を準用する。ただし、区は回収箱を用意しない。

イ 反転コンテナの場合

前号イの規定を準用する。

ウ 自動貯留排出機の場合

- (ア) 特殊架装をした全ての運搬車に適合すること。
- (イ) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。
- (ウ) 構造は、密閉式とし、臭気及び汚水の流出を防止するとともに、騒音及び振動を低減する措置がなされていること。
- (エ) 運搬車の積込み能力に応じた排出速度の調節機能を有すること。
- (オ) 運搬車への排出の際に、廃棄物の飛散又は落下等がないこと。
- (カ) 原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。
- (キ) 運搬車と接触した場合に衝撃を緩和する装置を取り付けること。

エ 車両搭載式コンテナの場合

- (ア) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収集できるものであること。
- (イ) 運搬車に適合する仕様であること。
- (ウ) 密封式の場合は、原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。

オ その他の設備の場合

- (ア) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。
- (イ) 取扱いが、安全かつ容易にできるものであること。

(廃棄物保管設備の選定基準)

第5条 廃棄物保管設備の選定基準は、次のとおりとする。

(1) 原則として、次のとおりとする。

ア 住宅用大規模建築物

燃やすごみ及び容リプラについて、次のとおりとする。

- (ア) 住宅が100戸未満の場合は、容器又は反転コンテナとすること。
- (イ) 住宅が100戸以上の場合は、反転コンテナとすること。

イ 事業用大規模建築物

- (ア) 廃棄物の排出量が1日に1,000kg未満の場合は、前条第2号に定める設備とすること。
- (イ) 廃棄物の排出量が1日に1,000kg以上の場合は、容器又は反転コンテナ以外の設

備とすること。

- (2) 住宅用大規模建築物で反転コンテナを設置するとき及び事業用大規模建築物で容器、反転コンテナ、自動貯留排出機又は車両搭載式コンテナ以外の設備を設置するときは、事前に区と十分協議すること。

(廃棄物の排出量の算定基準)

第6条 廃棄物（粗大ごみを除く。）の排出量の算定基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物（粗大ごみを除く。）の排出量は、原則として別表1の基準を用いて算出するものとする。ただし、過去のデータがある場合は、清掃事務所の下承を得たうえで、そのデータを用いて算定するものとする。
- (2) 住宅部分の人員数は、原則として、別表2の基準を用いて算定するものとする。ただし、人員が確定している場合は、その人員を用いて算定するものとする。
- (3) 廃棄物及び資源の種別割合は、次のとおりとする。

ア 家庭廃棄物

種別	燃やすごみ	燃やさないごみ	古紙	びん	缶	ペットボトル	容リプラ
割合	76.8%	4.9%	10.2%	3.7%	1.4%	1.4%	1.6%

イ 事業系廃棄物

事業系廃棄物の場合は、清掃事務所の下承を得たうえで、過去のデータを用いて算出する。ただし、過去のデータがない場合は、次の割合とし、資源については、再利用対象物保管場所の設置により、保管場所面積を確保するものとする。なお、産業廃棄物などについても一般廃棄物に同様に保管場所面積を確保する。

種別	一般廃棄物	資源	産業廃棄物
割合	69.0%	12.6%	18.4%

- (4) 廃棄物（粗大ごみを除く。）の体積を重量に換算する場合は、次のとおりとする。

ア 家庭廃棄物

- (ア) 燃やすごみ 70 kg / 0.7 m³
- (イ) 燃やさないごみ 20 kg / 0.09 m³
- (ウ) 古紙 5.7 kg / 束（高さ約 20 cm）
- (エ) びん 12.5 kg / 60L
- (オ) 缶 3 kg / 60L
- (カ) ペットボトル 5 kg / ネット袋
- (キ) 容リプラ 14 kg / 0.7 m³

イ 事業系廃棄物

175 kg / 0.7 m³

(粗大ごみ集積所の設置基準)

第7条 粗大ごみ集積所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 粗大ごみの種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる面積であること。ただし、最低 3 m²以上とすること。
- (2) 建築物 1 棟につき、1 箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物か

ら排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りでない。

(3) 通路など他の用途と共用でないこと。

別表 1 (第 6 条関係)

施設用途別廃棄物排出基準

施 設 の 用 途	1 日当たりの排出基準
住 宅	0.53 kg / 人
事務所ビル	0.04 kg / m ²
文化・娯楽施設	0.03 kg / m ²
ホテル	0.06 kg / m ²
店 舗 (飲食店)	0.20 kg / m ²
店 舗 (物品販売)、デパート、スーパー	0.08 kg / m ²
学 校	0.03 kg / m ²
病 院、診療所	0.08 kg / m ²
駐車場	0.005 kg / m ²
鉄道駅舎	0.005 kg / 乗降客

別表 2 (第 6 条関係)

住居占有面積別人員数

住居占有面積	人員数
～40 m ²	1 人
～55 m ²	2 人
～75 m ²	3 人
～95 m ²	4 人
95 m ² 超	5 人

江戸川区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準

(趣旨)

第1条 江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年12月江戸川区条例第47号。以下「条例」という。）第18条第4項の規定に基づき、江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年3月江戸川区規則第20号。以下「規則」という。）第10条に規定する再利用対象物の保管場所（以下「保管場所」という。）の設置基準について必要な事項を定める。

(再利用対象物保管場所面積の算出基準)

第2条 規則第10条第2号に定める再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するための基準は、別表に規定する再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準による。

(保管場所の配置、構造、附帯設備及び維持管理等)

第3条 保管場所の設置、構造、附帯設備及び維持管理等は、次のとおりとする。

(1) 配置等

- ア 保管場所は、運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規則等を十分考慮して設置すること。
- イ 保管場所は、引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。
- ウ 保管場所を屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。
- エ 再利用対象物の選別、収集及び運搬車への積込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。

(2) 構造、附帯設備等

- ア 保管場所は、耐久性を考慮した構造とすること。
- イ 保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。
- ウ 保管場所には、再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、棚・仕切板等により再利用対象物の種類が区分できるようにすること。
- エ 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。
- オ 保管場所の内部に運搬車が進入する構造の場合は、車両誘導ラインなどの線引きを行うとともに、車両停止設備（タイヤストッパー等）を設置するよう努めること。

(3) 維持管理等

- ア 事業用大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、常に、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め、指導を行うこと。
- イ 所有者は、再利用対象物の選別・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、速やかに適切な措置を講じること。
- ウ 所有者は、事業用大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所が第2条に規定する基準に適合しないこととなったときは、速やかに当該基準に適合させるための措置を講じること。

エ 所有者は、出入口付近の歩行者等に対する危険防止のため、所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。

(設置届等の提出)

第4条 事業用大規模建築物を設置しようとする者（以下「建設者」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築の確認の申請前までに、条例第18条に基づき、規則第11条に規定する再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）を区長に提出しなければならない。

2 建設者は、前項の設置届を提出するときは、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 各階別床面積内訳書（住宅用）又は用途別床面積内訳書（事業用）
- (2) 容器数及び保管場所面積等の算定表
- (3) 建築物の設計概要
- (4) 建築物の案内図・配置図
- (5) 建築物の各階平面図
- (6) 保管場所の配置図（位置図）
- (7) 保管場所の平面図・立面図・断面図（縮尺50分の1）
- (8) 保管場所の仕様及び面積算定図
- (9) その他保管場所設置に関して必要と認める図面等

(設置届の内容変更)

第5条 建設者は、設置届及びその添付書類（以下「設置届等」という。）の提出後において、その内容に重大な変更を生じたときは、改めて設置届等を提出しなければならない。

再利用対象物の保管所最低必要面積算出基準

対象延べ面積 用途	1, 000 m ² 以上 3, 000 m ² 未満	3, 000 m ² 以上 10, 000 m ² 未満	10, 000 m ² 以上 50, 000 m ² 未満	50, 000 m ² 以上 100, 000 m ² 未満	100, 000 m ² 以上
事 務 所	3 m ² 以上	4 m ² 以上	注 6. 7 参照	注 6. 7 参照	26 m ² 以上
飲 食 店			$4 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延べ面積} - 10, 000 \text{ m}^2)}{10, 000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$	$16 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延べ面積} - 50, 000 \text{ m}^2)}{10, 000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$	
学 校					
病 院、診察所					
店 舗	3 m ² 以上	4 m ² 以上	注 6. 7 参照		40 m ² 以上
ホ テ ル			$4 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延べ面積} - 10, 000 \text{ m}^2)}{10, 000 \text{ m}^2} \times 4 \text{ m}^2$		
文化・娯楽施設等	3 m ² 以上		$3 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延べ面積} - 10, 000 \text{ m}^2)}{10, 000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$	$11 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延べ面積} - 50, 000 \text{ m}^2)}{10, 000 \text{ m}^2} \times 1 \text{ m}^2$	16 m ² 以上

38

(注意)

- 1 上記用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に協議すること。
- 2 対象延べ面積は、共用部分を除くこと。
- 3 主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途とみなす。
- 4 対象延べ面積が 1,000 m²以上 3,000 m²未満の複合建築物の最低必要面積は、3 m²以上とすること。
- 5 対象延べ面積が 3,000 m²以上 10,000 m²未満の複合建築物の最低必要面積は、4 m²以上とすること。ただし、文化・娯楽施設等は 3 m²以上とする。
- 6 対象延べ面積が 10,000 m²以上の複合建築物の最低必要面積は、各用途別に対象延べ面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を算出し、その面積に「各用途別面積÷対象延べ面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積（以下「合計面積」という。）以上とすること。
ただし、合計面積が 4 m²未満となった場合の最低必要面積は、4 m²以上とする。
- 7 算出に当たっては、少数点第 2 位を四捨五入すること。

* * 受 付 先 及 び 管 轄 区 域 * *

受 付 先	管 轄 区 域
小松川清掃分室 〒132-0035 江戸川区平井1-8-8 電 話 03-3684-6060 FAX 03-3684-6074	小松川1～4丁目、平井1～7丁目、中央1～4丁目、松島1～4丁目、松江1～7丁目、東小松川1～4丁目、西小松川町、西一之江1～4丁目、一之江1～8丁目、興宮町、大杉1～5丁目、松本1～2丁目、上一色1～3丁目、本一色1～3丁目、春江町4丁目、西瑞江4丁目（1～4番地、10～27番地）、江戸川4丁目（16～25番地）
小岩清掃事務所 〒133-0052 江戸川区東小岩1-7-7 電 話 03-3673-2551 FAX 03-3673-2535	春江町1～3丁目、東瑞江1～3丁目、西瑞江3丁目、西瑞江4丁目（5～9番地）、江戸川1～3丁目、江戸川4丁目（1～14番地）、東小岩1～6丁目、西小岩1～5丁目、南小岩1～8丁目、北小岩1～8丁目、鹿骨町、鹿骨1～6丁目、篠崎町1～8丁目、東篠崎町、東篠崎1～2丁目、西篠崎1～2丁目、南篠崎町1～5丁目、下篠崎町、新堀1～2丁目、瑞江1～4丁目、北篠崎町1～2丁目、上篠崎町1～4丁目、谷河内1～2丁目、東松本1～2丁目
葛西清掃事務所 〒134-0086 江戸川区臨海町4-1-2 電 話 03-3687-3896 FAX 03-3687-3722	春江町5丁目、西瑞江5丁目、江戸川5～6丁目、一之江町、二之江町、船堀1～7丁目、宇喜田町、東葛西1～9丁目、西葛西1～8丁目、南葛西1～7丁目、北葛西1～5丁目、中葛西1～8丁目、清新町1～2丁目、臨海町1～6丁目